

西日本大水害に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十九年三月三十日

木村禧八郎

参議院議長 河井彌八殿

西日本大水害に關する質問主意書

筑豊炭田地帯の石炭らん掘によつて、この地方一帯の地盤の沈下を生じ、民家をはじめとして各種の公
共施設に被害を与えていることは政府もこれを認め、石炭鉱害復旧法によつて処理されている。

昨年六月の西日本大水害にさいし、遠賀川の本堤が植木町において決潰し、同町を中心に劍町、中間
町、古月村、遠賀村等に大被害を与えたが、この原因は石炭らん掘による地盤沈下に起因すると認められ
るが、政府の見解如何。

政府は遠賀川の上流の被害状況図と、鉱業法の規定による三菱新入六坑、七坑並びに鞍手炭鉱等の坑内
実測図(平面図、断面図)を添え、これに基き、具体的に答えられたい。